
プロジェクト **収益認識に関する包括的な会計基準の開発**
項目 **第 359 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 359 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 28 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

重要性に関する事項の検討

2. 「一週間以内」という記載を行うべきという理由は理解できるが、会計基準本文に具体的な日数を記載すると、実務における誤解が生じる可能性があると考えられ、また結論の背景の文案における「数日程度」に一週間以内が含まれるか否かは各企業における判断によるため、「一週間以内」と明示しない事務局の提案に賛成する。
3. 商品又は製品の出荷時から支配が顧客に移転された時までの期間が短く、重要性がないことが代替的な方法の前提であり、重要性は各企業が判断すべきものであると考えられるため、「一週間以内」と明示しない事務局の提案に賛成する。

収益認識の単位及び取引価格の配分に関する事項の検討

4. 我が国において独立販売価格を把握できるケースは稀であり、独立販売価格の見積りは実務上の負荷が大きいため、合理的に定められた契約価格の方が信頼性があるのではないか。
5. 複数の取引を一括して契約する場合には、合計金額は独立販売価格となっても、個々の取引の価格は独立販売価格に基づかないことがあると考えられるため、すべての契約について、契約書ベースの会計処理を認めることには懸念があると考えられる。
6. 独立販売価格の立証は取引によっては困難な場合があると考えられるため、「複数の契約をパッケージで交渉していない」等の要件を定めて、契約書ベースの会計処理を認めることが考えられるのではないか。

原価回収基準の検討

7. 原価回収基準の対象は重要性の乏しい取引であり、その会計処理が財務諸表間の比較可能性に影響を与えないため、原価回収基準を適用する便益は少ないと考えられる。また、工事の進捗部分を適切に把握できない状況における収益認識は、理論的根拠が欠けていると考えられるのではないか。
8. 原価回収基準についてはさまざまな意見があり、原価回収基準は理論的に強固でないことが理解されているが、原価回収基準を適用しても財務諸表に与える影響は大きくないと考えられるため、代替的な方法による便益と代替的な方法を設けるコストを比較考量して、代替的な方法を設けることの是非を検討することが必要ではないか。
9. 事務局の分析では、修正国際基準で「削除又は修正」を行わないことを理由として、新基準においても原価回収基準を取り入れると読めるため、当該記載について見直してはどうか。

設例の文案の検討（課題への対応）

10. 有償支給取引の設例において、融資契約として会計処理する際の勘定科目については、取引の実態を考慮すると違和感があると考えられる。
11. 有償支給取引の設例については、関係者の理解に資するために、当該設例における仕訳の根拠に関する説明を補足することがよいのではないか。

適用時期の検討

（早期適用の時期）

12. IFRS を連結財務諸表で任意適用している 12 月末を決算期末とする企業においては、連単一致という観点から、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から早期適用が認められることが望ましいと考えられる。
13. 早期適用時に合わせて審議を拙速に終了することがないようにするとの趣旨では、仮に新基準の公表日が 2018 年 1 月 1 日よりも後となる場合でも、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からの適用を認めることが考えられるのではないか。

(強制適用の時期)

14. 収益認識については、システム改修、経営管理方法の変更及び内部統制の整備等に多大な時間を要することや、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の公表から強制適用時点までの期間を考慮すると、準備期間は 2 年では短く、3 年は必要ではないか。
15. 会社法監査対象企業への新基準の適用を想定すると、準備期間は事務局の提案よりも長く設ける必要があるのではないか。
16. 日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業の多くは、新基準の公開草案公表後に検討を開始し、税務上の取扱い、債権管理を含む内部統制及びシステム対応等を検討することから、他の会計基準より十分な準備期間が必要であるため、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの強制適用は困難ではないか。
17. 早期適用と強制適用の時期について一定程度の間がある場合には、早期適用における実務上の対応を検討することができる可能性もあり、また十分な準備期間をとるという観点では、2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から強制適用とすることがよいのではないか。
18. 実務上の負荷の観点から、新基準の強制適用時期が他の会計基準の適用時期と重ならないように考慮する必要があるのではないか。

以 上